

義肢・補装具療法について

鳥取生協病院 リハビリテーション科

●補装具とは？

「補装具」は、身体の一部を外部から支え、固定・免荷（体重がかからない状態）、運動機能の向上、疼痛の軽減などの目的で作製されます。

種類もたくさんありますが、大別すると以下の二つに分かれます。

1) 治療のために短期間使用することを前提としたもの

例) 脊椎椎体骨折時の「体幹固定装具（コルセット）」など

2) 比較的長期間使用することを前提としたもの

例) 脳卒中片麻痺への「下肢装具」、脊髄損傷対麻痺への「車いす」など

関節リウマチによる変形で市販靴が合わない方に整形靴を作製したりすることもあります。補装具の処方は、使用目的を明確にしたうえで、的確な処方と作製技術が必要です。



短下肢装具【シューホン型】

(脳卒中片麻痺などに)



体幹固定装具【ジュエット型】

(脊椎圧迫骨折などに)

●義肢とは？

「義肢」は疾病や事故により切断を余儀なくされた身体の一部の機能を補うために作製するものです。上肢切断に対して義手、下肢切断に対して義足という言葉も使われます。

手指や耳などの義肢を作製することもあります。義肢は大きくわけて、

1)「装飾義肢」(外観を優先し、機能を補う役割はない) と、

2)「作業用義肢」(外観よりも、機能を補うことを優先する) に分類されます。

義肢の作製も、目的をきちんと見極めたうえでの処方、的確な作製技術が必要です。

経験をもった医師・療法士によるリハビリテーションの併用も必須です。



義手 【装飾義手】

下腿義足 (PTB ソケット)

●義肢・補装具の作製は

医療保険、労災保険、自立支援法など、様々な制度を使用して作製します。同部位に同目的の補装具を再処方する場合、標準的な耐用年数が定められており、注意が必要です。

●現在、義肢・補装具をお使いの方へ

身体の経年的変化に合わせて、義肢・補装具は適宜調整する必要があります。

また、義肢・補装具そのものの劣化に対する対応も必要です。

義肢・補装具のことで、気になること、ご希望などありましたら、かかりつけの主治医の先生にご相談ください。また、当院リハビリテーション科でもご相談をお受けします。

■ご相談・お問い合わせ先：

鳥取医療生協 鳥取生協病院 リハビリテーション科

〒680-0833 鳥取市末広温泉町 458

電話 0857-24-7251 (代)